

テレビアーカイブとしての「水俣」

KOBAYASHI, Naoki / NISHIDA, Yoshiyuki / 西田, 善行 / 小林, 直毅

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社会志林 / Hosei journal of sociology and social sciences

(巻 / Volume)

58

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

85

(終了ページ / End Page)

119

(発行年 / Year)

2012-03

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00021126>

テレビアーカイブとしての「水俣」

小林直毅
西田善行

目次

I 「水俣」をめぐるテレビ／アーカイブ研究の試み（小林直毅）

1. 「水俣」の記録と記憶としてのテレビ映像
2. テレビが初めて描いた／テレビで初めて見た「水俣」
3. 「水俣」の記憶の想起と時間イメージの生成
4. テレビは「水俣」をどう描いてきたのか

II 「水俣」のテレビドキュメンタリーにおける引用（西田善行）

1. 「水俣」めぐるテレビドキュメンタリーの「記憶」
2. 『不信の連鎖』のシーケンス構成——連鎖する不信
3. 『不信の連鎖』における引用
4. 引用の意味と価値——コンパニョンの引用の記号学から
5. 引用の価値の浮上のために

【引用文献】

付記

I 「水俣」をめぐるテレビ／アーカイブ研究の試み（小林直毅）

1. 「水俣」の記録と記憶としてのテレビ映像

メディアの映像を見ることとして出来事が経験されるようになった歴史は、人類史のなかでそれほど長くはない。にもかかわらず、今日ではそのような出来事の実験が、ほとんど自明視されるようになったといってもけっして過言ではない。しばしば、20世紀は映像の世紀であるといわれる。それが正しいとすれば、20世紀以降の歴史を特徴づける数多くの出来事は、映像として見られ、経験され、記録され、そして記憶されてきたはずである。しかし、映像を見ることで経験され、記録され、記憶されてきた出来事が、それ自体として、十分に真摯な学問的営為の対象になってきたと

は必ずしもいえない。

むしろ、出来事の記録や記憶を表象する映像について、現代史や現代社会の研究が無頓着でいることが、きわめて奇異な状態にあるといわざるをえない。なぜ、映像が、出来事の記録や記憶をめぐる研究から等閑視されてしまうのか。このような状況は、20世紀以降の歴史を考えていく上で、大きな問題を孕んでいる。

なかでも、もっとも日常的にさまざまな出来事を描き出し、それを見ることで出来事が経験され、記録され、出来事の記憶の表象にもなってきたのはテレビの映像である。ところが、テレビ映像はその日常性ゆえに、出来事を記録し、出来事の記憶を表象する記号としては、さまざまな映像のなかでもさらに「格下」とみなされてきた。

しかし、ここで、わが国の敗「戦後」の歴史が、テレビの歴史とほぼ軌を一にしていることを考えてみよう。テレビ映像は敗「戦後」史を特徴づける重要な出来事を描いてきたし、人びとはテレビ映像を見ることで、そうした出来事を経験してきた。だとするなら、テレビ映像もまた、敗「戦後」日本社会における出来事の記録や記憶にかんする研究の重要な対象になるはずである。

水俣病事件は、そのような出来事の代表的なものの一つである。水俣病事件は、今日では、しばしば「環境問題の原点」、「公害事件の原点」などといわれる。そういわれることに、疑いがほとんど差し挟まれない。そして多くの人びとが、この「原点」の記憶を、何らかの映像として想起することができる。こうした「水俣」の経験や記録、あるいはその記憶の表象には、じつはテレビ映像が少なからず密接に結びついてきたのである。

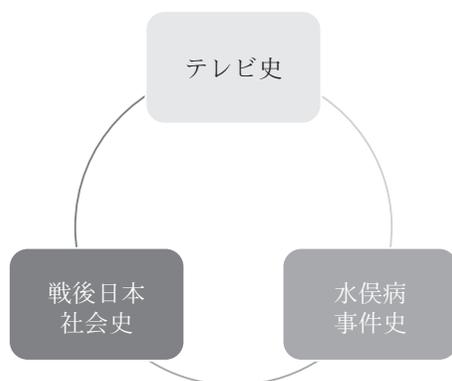
水俣病が「公式確認」されたのと、『経済白書』が「もはや戦後ではない」と語ったのは、同じ1956年であった。以来、今日に至ってもなお解決に辿り着けない水俣病事件は、敗「戦後」日本社会の在り様を決定的に特徴づけてきた。また、敗「戦後」日本社会の変容が水俣病事件の様相を特徴づけてもきた。そしてさらに、このような「水俣」と敗「戦後」社会の歴史が、わが国のテレビの歴史ともほぼ軌を一にしているのだ。

日本のテレビは、1953年に営業放送が開始され、テレビ受像機は高度経済成長とともに急速に普及し、1970年代にはそれを見ることが日常化した。テレビの変容、人びとの「テレビを見ること」の変容とともに、テレビによって描かれ、人びとがテレビを見ることとして経験されてきた「水俣」も変貌を遂げてきた(図1)。多くの人びとにとって、程度の差はあれ、このような「水俣」の姿が記憶されてきたのである。

いうまでもなく、テレビが描く世界は、それぞれの時代の政治や経済、社会や文化の支配的な特徴と、けっして無縁ではいられない。どのような出来事を描いても、テレビは時代を映し出す鏡でありつづけている。原田正純は、水俣病事件も「鏡」であるという。

水俣病は鏡である。この鏡は、みる人によって深くも、浅くも、平板にも立体的にも見える。そこに、社会のしくみや政治のありよう、そしてみずからの生きざままで、ありとあらゆるものが残酷なまでに映しだされてしまう(原田 1989: 3)。

図1



そう考えると、テレビが描いてきた「水俣」は、同時に「水俣」に映し出された「社会のしくみや政治のありよう」と密接に結びついたテレビの姿も映し出す、テレビの自画像であるともいえるだろう。そこには、テレビが固有の方法で描いた「水俣」の姿だけではなく、人びとが「テレビを見ること」で経験してきた「水俣」とその記録、そのような「水俣」の経験の記憶も見出されるはずである。

「水俣」をめぐるテレビ／アーカイブ的研究とは、「テレビを見ること」で経験された水俣病事件と、その記録としてのテレビ映像の可能性を明らかにしていく試みである。それはまた、人びとにとっての水俣病事件の記憶を表象し、集合的記憶としての水俣病事件を想起させるテレビ映像の特性を明らかにする試みでもある。このような、人びとが経験してきた「水俣」とその記録としてのテレビ映像、人びとの「水俣」の記憶を想起させてきたテレビ映像の集積によって、テレビアーカイブとしての「水俣」が形成される。それが、テレビ映像によって経験され、記録されてきた敗「戦後」日本社会と、その記憶を表象するテレビアーカイブの重要な一端をなしていることも忘れてはならない。

水俣病事件も、敗「戦後」日本社会を特徴づけてきた数多くの出来事も、日々のニュースなどで描かれ、語られる機会は減少している。しかも、そこで形成されるそれぞれの出来事の時事性（アクチュアリティ）には、J. デリダが人為時事性（l'artefactualité）とよんで、つぎのように指摘する問題がつけねにつきまとう。すなわち、時事性とは、「所与ではなく、能動的に生産され、選り分けられ、投資されているし、人造の（factce）、つまり人為的な（artificiel）たくさんの装置によって遂行的に解釈されている」（Derrida et Stiegler 1996=2005: 10）のだ。水俣病事件についていうなら、それは、今日、この出来事がテレビニュースなどで語られるとき、「環境問題の原点」といった定型的な発話が配分されるところに見て取れる。

水俣病事件の人為時事性を脱構築し、この出来事が「最終的に保っている還元不能なもの」を到

来させるのが、これもまたデリダに倣うなら、「差延 (différance)」にほかならない (Derrida et Stiegler 1996=2005: 21)。そして、この「差延」を可能にするのがアーカイブなのである。世界的なアーキビストにして、アーカイブズ学を専門とするE. ケテラルが、デリダを参照しながらつぎのように述べていることを、ここで確認しておこう。「デリダは、すべての意味を差異と遅延のふたつのプロセスから作られるものとして考えます。意味は完全に提示されることはありませんが、あるものとないもの、そして見えるものと見えないものの相互作用を通して構築されます。見えないものは過去の中に、そしてアーカイブズ、図書館、博物館の隠れた場所に置かれています」 (Ketelaar 2004=2006: 42)。そう考えると、「水俣」の人為時事性を脱構築し、水俣病事件が「最終的に保っている還元不能なもの」を到来されるためには、テレビアーカイブとしての「水俣」の形成が重要な課題になろうとしているといえるだろう。

2. テレビが初めて描いた／テレビで初めて見た「水俣」

水俣病事件が、全国規模のテレビニュースとなって初めて報道されたのは1959年7月である。ちょうどこの時期に、熊本大学医学部の水俣病研究班が、水俣病の病因物質はチッソ水俣工場の排水に含まれる有機水銀であるとすする「有機水銀説」を発表していた。これによって、チッソ水俣工場の排水が魚介類を有毒化させ、水俣病の原因になっていることが、逃れようのない事実として明らかにされたのである。

深刻な漁業被害に苦しんでいた水俣の漁民は、「有機水銀説」の発表を契機として、チッソ水俣工場にたいする抗議行動を繰り広げ、工場側との衝突事件までもが発生した。熊本県議会の議員団も視察に訪れる。その結果、抗議行動が展開される水俣市街や工場、議員団の訪問先が、水俣病事件報道の「現場」となった。そして、抗議行動の「現場」で経験された出来事、あるいは、県議たちに同行して見聞きされた「現場」が、水俣病事件として語られ、描かれるようになっていく。

それでも、新聞による水俣病事件報道は十分なものにはならなかった。むしろ、マスメディアとしては新聞よりもはるかに後発で、この時期には普及の緒についたばかりのテレビによって、水俣病事件が全国報道されていた。NHKアーカイブスには、1959年7月19日に全国向けのニュース番組『NHKニュース』で、「水俣で奇病」のテレビニュースが放送された記録と、ニュース番組の素材映像¹が、そのメタデータとともに残されている。

壊滅的な打撃を蒙っていた漁民の抗議行動はその後もつづき、水俣だけではなく、不知火海沿岸一帯の漁民が、チッソ水俣工場の排水停止、操業停止を要求するようになる。それは、同年11月初めに、漁民と工場との大規模な衝突事件にまで発展した。これが、いわゆる「不知火海漁民騒動」である。この衝突事件によって、水俣病事件は、ようやく新聞も含めたマスメディアによって全国規模で報道されるようになった。そして、一つのまとまった番組として水俣病事件を初めて取り上げたのが、テレビドキュメンタリーの嚆矢をなすNHKのシリーズ番組「日本の素顔」のなかの一番組、『奇病のかげに』（1959年11月26日放送）であった。

当時、苫小牧や東京で、製紙工場の排水による漁業被害が発生し、工場排水の停止、工場の操業停止を要求する漁民の抗議行動が相次いでいた。『奇病のかげに』を制作した小倉一郎が語ったところを、桜井均はつぎのように紹介している。

苫小牧の製紙工場の廃水によって漁ができなくなった漁師が大漁旗を掲げて海上デモをした。つづいて東京湾でも漁民が抗議した。新聞記事の扱いは小さかったが、これはなにか異変が起こりつつあるなど直感した。これまでになかったことが起こったのだから。そうしたら今度は水俣で漁師が新日本窒素肥料（のちにチッソと改称）水俣工場に殴りこみをかけた。おとなしい漁師が企業にたてつくほど怒るとは、よほどのことだと思ひ取材に行った。そこで、体が震え、眼がつりあがる奇妙な病気におかされた大人や子供たち、それから狂い死にする猫を見た。（桜井 2001: 83）

このような制作者の経験を忠実に反映するかのように、水俣病事件を初めて描き出した『奇病のかげに』は、その冒頭のシーンが急性劇症型の患者の映像で始まる。それは、テレビで一つのまとまった番組を見ることによる、人びとにとっての初めて水俣病事件の経験もまた、急性劇症型の患者の映像を見るという経験であったことを意味している。

じつは、『奇病のかげに』を構成する患者の映像のいくつかは、熊大研究班が、症例研究と学会報告のために16ミリフィルムで撮影した映像の引用であった。医学研究の眼差しがとらえた患者の映像が、テレビドキュメンタリーに引用されることで、水俣病事件を告発する映像となったのである。それはまた、「テレビを見ること」で人びとが初めて経験した水俣病事件の記録でもある。同時に、その衝撃が、人びとにとっての「水俣」の経験の記憶になったといえるだろう。

このドキュメンタリー番組は、水俣病患者と家族の悲惨なまでに貧窮した生活を描き出していた。さらに、漁村の風景とそれを睥睨するかのように屹立するチッソ水俣工場のプラント、あるいは、自転車に乗って出勤する数多くのチッソ従業員の映像によって、地域社会「水俣」の姿も描かれている。その「水俣」の動揺を描いて見せるのは、鮮魚店や寿司屋の店先の映像であり、生業を失っ

¹ 現在NHKアーカイブスに保存されているのは、放送されたニュース番組ではなく、取材で撮影された映像である。たしかに、これでは、当時の水俣病事件のどのような様相がテレビニュースとなって描かれ、放送されたのかは分からない。しかし、こうした素材映像は、テレビニュースが、水俣病事件の何を、どのように描こうとしていたのか、その可能性の記録としては重要な意味をもつ。保存されている映像には、あとの註4で述べる「猫400号実験」が行なわれていた、チッソ水俣工場内の動物実験室の内部を撮影したものなどが含まれていて興味深い。映像として記録されているのは「猫304号」の檻であるが、この猫に「湾内魚身のみ」を餌として与える実験が、「昭和34（1959）年3月16日」から開始されたことを示す札が映し出されている。また、この動物実験室に熊本県議会の視察団を案内している人物は、県議会水俣病対策特別委員会副委員長で、新日窒労組出身の長野春利である。チッソ水俣工場の排水を停止させるために同特別委員会で公害防止条例の制定が提起されたのにたいして、長野は「それでは操業停止と同じで、新たな社会不安が広がる」と工場擁護の発言を行い、条例の制定を阻んだ。

た漁民の姿と荒んでいく漁村の風景をとらえた映像である。熊大とチッソの双方が進める水俣病の原因究明作業は、「それにしても、この謎の奇病の正体はいったい何でしょうか」という問いとともに語られ、描かれていく。そこでは、当時のチッソ社長吉岡喜一がカメラに向かって、「有機水銀説」への「反論」と、「完備した設備」で対策を講じたと語っている²。

『奇病のかげに』は、「これは、だれにその責任があるのか」というナレーションで始まる。これにつづくどのシーンも、新聞報道やテレビニュースとは異なる、テレビドキュメンタリーに固有の方法によって水俣病事件を描き、語っている。いずれも、高度経済成長を目前にした1950年代の終わりに、加害一被害の関係が明らかになろうとしていた水俣病事件の記録になっているといえるだろう。そして、この番組は、つぎのようなナレーションで結ばれる。

これは南九州の一つの町で起きた、悲惨な出来事です。そしてそれはまた、住民の幸福を守るべき地方政治の在り方、大企業の生産の在り方など、われわれに多くのことを教えているようです。罪のない、そして力のない人たちの上に降りかかった大きな災難。早く本当の原因が究明され、一日も早く医学の力がこの病気の治療方法を見つけ出してくれるように。そしてさらに強い政治の手を。これが、すべての患者や家族たちの心のなかの願いなのです。

『奇病のかげに』は、このようなナラティブとともに、普及の緒についたばかりのテレビのドキュメンタリー番組として、みずからに固有の方法で描き、語った水俣病事件の記録なのである。それはまた同時に、このようなナラティブとともに、人びとが普及の緒についたばかりのテレビを見ることで初めて経験した水俣病事件の記録でもあるのだ³。

3. 「水俣」の記憶の想起と時間イメージの生成

テレビドキュメンタリーにおける「水俣」の記憶

テレビに固有の方法で描き出された「水俣」が、多くの人びとにとっての「水俣」の記憶の参照系になっている。原田正純は、1959年には東京でインターンをしながら、小さな診療所の当直医に雇われていた。そこで彼は、『奇病のかげに』を見ていた。「水俣病患者のフィルムを見て、たい

² ここで吉岡が「完備した設備」といったのは、サイクレーターとよばれる排水浄化設備であった。しかし、これには有機水銀を浄化する能力はまったくなかった。サイクレーターの竣工式で、この装置から出る排水をコップで飲んでみせるというパフォーマンスを吉岡はやっていたが、有機水銀を副生していた酢酸アセトアルデヒド工程の排水は、ここを通らずに直接海に流されつづけていた。サイクレーターが設置されたことで、有機水銀を含んだ工場排水が停止されることもなく、チッソ水俣工場の操業は継続された。結局、サイクレーターの設置は、チッソの操業継続のための偽装工作でしかなかったことになる。

³ 『奇病のかげに』のより詳細な分析については、小林（2007）を参照されたい。

へんなショックを受けた」(原田 1972: i) という。その原田は、この番組のなかで、「失明して、よだれを流した少年がラジオにしがみついて栃光の勝負を聞いている姿が印象的であった」(原田 1995: 68) とも述べている。

原田に強い印象を残した少年の患者は、松田富次という。『奇病のかげに』のなかの彼のシーンは、テレビが固有の方法で形成してきた「水俣」の記録の一つであり、人びとが「テレビを見ること」で経験してきた水俣病事件の記録の一つでもある。そして、そのようなテレビを見るという経験が、広範な人びとにとっての「水俣」の記憶も形成している。『奇病のかげに』以降の「水俣」をめぐるドキュメンタリー番組の特徴的なシーンからは、テレビドキュメンタリーにおいて、こうした「水俣」の記憶が形成され、さらに再生産されていることが明らかになる。

水俣病事件の、とりわけその全国報道には、いくつもの空白期がある。なかでも、1960年代の報道空白期は重大な問題を含んでいる。チッソと患者、家族との間で、1959年の暮れも押し詰まった12月30日に、「患者補償」として、「見舞金契約」が締結された⁴。これによって、水俣病事件は「解決」したとする広範な認識が形成され、水俣病事件にかんする全国規模の報道も約10年間の空白期を迎える。じつは、この空白期が、『奇病のかげに』のようなテレビドキュメンタリーによる「水俣」の記憶を、多くの人びとにとっての「水俣」の記憶の参照系にしなが、さらにそれを再生産することにつながっている。

もちろん、この間も、胎児性水俣病の確認といった、水俣病事件史上の重要な出来事がテレビニュースによって報道されている。あるいは、「水俣病事件のその後」といったトピックとして「水俣」を描き出すような、断片的なテレビニュースもいくつか放送されている。しかし、この報道空白期に、水俣病事件をテーマとしたドキュメンタリー番組は制作されていない。

そうしたなかで、「日本の素顔」のシリーズとして、『底流(日本の素顔 4年間の記録)』という番組が、1962年3月25日に放送された。NHKアーカイブスでは、つぎのような「要約」が、こ

⁴ 「見舞金契約」の内容はつぎのようなものであった。これは、チッソがみずからの加害責任をまったく認めないままに金銭を支払うという点で、文字どおりの「見舞金」の支払契約である。その金額は、死亡者への弔慰金32万円、成人患者への年金10万円、未成人患者の年金3万円、成人に達した後も5万円にすぎない。問題は、この驚くべき低額の「見舞金」だけではなく、第5条として、次のような事項が付け加えられていたことにある。「乙(患者とその家族)は将来水俣病が工場排水に起因することが決定した場合においても新たな補償金の要求は一切行わないものとする」。チッソは、この年の7月に工場排水を混ぜた餌を猫に与える実験を始め、10月7日にその猫に水俣病を発症させた「猫400号実験」によって、工場排水が水俣病の原因であることを確認していた。つまり、チッソは「水俣病が工場排水に起因すること」をみずから知りながら、第5条を加えた契約を患者、家族に結ばせたのである。まさに「見舞金契約」とは、患者補償とはまったく逆に、チッソが、みずからが加害者であること認識しながら加害責任を認めず、わずかな「見舞金」の支払いで患者、家族の要求を封じ込め、患者補償問題としての水俣病事件の終息を図るための詐欺的契約だったのだ。のちに、熊本水俣病第一次訴訟の熊本地裁判決では、この「見舞金契約」が公序良俗に反するとして無効を宣告されている。

の番組のメタデータとなって付されている。

昭和32年11月から4年余、200数回にわたってとり上げてきた問題の中から、特に今日につながるテーマをとり出し、“その後”を新たに取材し、つけ加えたもの。(中略)「水俣病」にいちど紹介された患者を最近また取材したとき、担当者たちが見たのは、何ひとつ変わっていないかれらの悲惨なすがただったという。

『底流』では、原田正純にとっても「水俣」の記憶の一つになった、松田富次とその一家の2年後が取り上げられている。『奇病のかげに』の放送時から、変わることはない患者と家族の生活をテレビドキュメンタリーが再び描こうとするとき、かつてのテレビ映像が参照される。そこでは、テレビ映像となった患者の姿やその家族の生活を見たという記憶が想起されるだけではない。そのような映像が広範な人びとに見られたという集合的記憶を拠りどころにして、新たに「テレビを見ること」としての「水俣」の経験においても、「水俣」の記憶が再生産され、再構築されていく。まさに、テレビドキュメンタリーのこのような「水俣」の映像にあっても、テレビが描く自己言及的な世界が見出されるのだ。

「水俣」の集合的記憶を表象する松田富次の姿は、さらにその後のテレビドキュメンタリーでも描き出される。1970年にNHKが制作した『チッソ株主総会』でも、川本輝夫らが、東京丸の内のチッソ本社前でテントを張ってつづけた「自主交渉」を描いた、1972年のNHK『水俣の17年』でも、彼の映像が見出される。どちらの番組でも、彼は、一人で黙々と野球のプレーを真似て遊んでいる⁵。そうした映像は、ラジオにしがみつくようにして栃光の取り組みに聴き入っていた幼かったころの彼の姿が表象する、「水俣」の集合的記憶を想起させるだけではない。松田富次のその後の映像は、人びとからも、マスメディア・ジャーナリズムからも忘れ去られていた、水俣病事件の10年以上の時間も表象しているのだ(図2)。桜井均は、つぎのように述べている。

⁵ 写真家の塩田武史も、1970～71年に松田富次を撮影している。その写真を収録した写真集で、塩田は松田富次とのつぎのようなやり取りを紹介している。「私は常々富次君と『サインボール欲しいね』と話し合っていた。彼は驚くほど多くの選手の特長を知っていた。私は長嶋、城ノ内(投手)のサインをもらうことに決めた。私は大学四年間、長嶋の自宅近くで牛乳配達のアパートをしていたので、迷わず世田谷の自宅へ向かった。王選手と城ノ内は球団事務所を訪ねた。苦勞して実際にサイン色紙とボールをもらってくると、彼は照れてはにかむだけで、私はガッカリした。しかし、彼はそれを手にすることはできても、そのサインを見ることはできないことに気づいた」(塩田2008:67)。じつは、このエピソードとよく似たシーンが、先に言及した、NHKの1959年のニュース番組の素材映像のなかに残されている。そこでは、だれかから贈られた栃光の手形の色紙が、松田富次少年に渡される場面が映し出されている。視力を失った彼のために、祖母が涙ながらに手形に沿って色紙をハサミで切り抜き、手形の部分を富次少年に触れさせる。その間、富次少年は、ずっとはにかんでいた。

図2 松田富次の時間イメージ



NHK (1959)『奇病のかげに』より



NHK (1972)『水俣の17年』より

最初に（松田富次の映像が・引用者）引用されたのは、日本の素顔シリーズの四周年記念番組「底流」（一九六二年三月）であった。四年たった日本の素顔は、社会の底辺を描いてきたという自意識のもとに中間総括された。「奇病のかげに」はその欠かせない一本として選ばれた。引用箇所は、水俣病で視力を失ったとみじ少年がラジオの相撲中継に拍手する場面である。「底流」はとみじ君の四年後の姿を映し、「取材者の期待に反してとみじ君の視力は回復していなかった」と伝えた。「チッソ株主総会」（一九七〇年）では、一七歳になったとみじ君が映っている。「奇病のかげに」の放送当時は大相撲のファンだったとみじ君はいまではプロ野球のファンになっている」とナレーションがつく。いずれも、引用によって歳月（時の流れ）を可視化し、水俣病の深刻さを強調している（桜井 2010：79-80）。

テレビドキュメンタリーのなかで、年齢を飛躍させる松田富次の映像は、たしかに「水俣病事件10年」を表象する時間イメージ（l'image-temps）である。それは、人びとの身体も生活も根底から破壊する水俣病禍も表象する。と同時に、水俣病事件を報道するテレビドキュメンタリーのなかで突然に年齢を重ねてしまった松田富次の映像が、皮肉なことに、水俣病事件報道の空白の時間を表象する時間イメージにもなっているのだ。

時間イメージとしてのテレビドキュメンタリーの映像

松田富次のほかにも、「水俣」のテレビドキュメンタリーのなかで幾度となく取り上げられてきた患者は多い。胎児性患者の坂本しのぶも、『奇病のかげに』のなかに3歳当時の映像が見出される。覚束ない足取りで歩き、転んでしまう彼女の姿をとらえた映像が、この番組の結びのナレーションの前半部分に重ねられている。

その坂本しのぶも、その後のドキュメンタリー番組に何度も登場し、『奇病のかげに』のなかの彼女の映像が、しばしば引用されてきた。そのとき、テレビドキュメンタリーにおける彼女の映像によって、「水俣」の一つの記憶が想起、あるいは形成される。そして、『奇病のかげに』における彼女の映像が、「水俣」の記憶の参照系になりながら、さらにそうした記憶を再生産していく。

テレビドキュメンタリーのなかで、坂本しのぶも年齢を重ねている。1976年にNHKが制作した

図3 坂本しのぶの時間イメージ



NHK (1959)
『奇病のかげに』より



NHK (1976)
『埋もれた報告』より



RKK (2006)
『国の病としての水俣病』より

『埋もれた報告』では、若い患者たちの集まりの「若衆宿」の一員となった、20歳の坂本しのぶの映像が見出される。そこで彼女は、「自分たちにできる仕事があればいいと思う」と、若者らしい願いを語っている。しかし同時に、「自分がどんなになっていくだろうか、それがいちばん恐ろしい」とも語って、水俣病患者が直面する不安も吐露している。さらに、水俣病「公式確認」後50年の2006年にRKK（熊本放送）が制作した『国の病としての水俣病』では、50歳を迎えた坂本しのぶが登場する。そこで彼女は、「今年は50年でしょ。自分の歳と同じやもんね。それで、やっぱり、水俣病は終わってないもんね」と語っている（図3）。

これらの映像は、メディア環境の約半世紀の歴史的時間の経過なかで、だれに見られたのかも定かでないまま散在していたと考えることができる。今、それをこのように接合してみると、みずからの誕生が水俣病を生きることの始まりであった坂本しのぶの半生が表象されるようになる。同時に、半世紀を越える水俣病事件史を、具体的、かつ現実的な患者の姿として表象する時間イメージが、そこに生成する。

「水俣」のドキュメンタリー番組は、1970年代以降、数多く制作されてきた。そこに登場する患者と家族の多くが、一つの番組だけではなく、その後に制作されたドキュメンタリー番組でも取り上げられてきた。そうした映像も接合してみると、何人もの患者と、いくつもの家族の映像が、テレビドキュメンタリーにおける「水俣」の記憶の参照系になっていく。そして今日では、水俣病事件の長すぎる歴史とともに、親から子へと世代を跨ぐ映像によって、「水俣」の記憶の参照系が形成される。

佐藤武春とヤエ夫妻はともに患者であった。水俣の海から追われた二人は、夫の武春がチッソとの自主交渉の担い手となりながら、甘夏栽培を新たな生業とした。1970年代から80年代のテレビドキュメンタリーに、佐藤夫妻は何度も登場している。

1971年のNHK『埋もれた受難者たち』は、潜在患者を掘り起こし、水俣病認定基準と認定制度の正統性を問い質し、患者補償だけではなく、そもそも救済とは何かを問おうとした川本輝夫の闘いを描いたドキュメンタリー番組である。そこには、歩行もままならないほどの重症患者でありながら、患者と認定されないヤエの姿が映し出されている。そして翌1972年のNHK『水俣の17年』では、妻のヤエに代わって、川本輝夫とともに東京丸の内のチッソ本社前にテントを張って座り込

図4 佐藤武春、ヤエ夫妻とその家族の映像による「水俣」の記憶の参照系

左は、1972年にチッソとの自主交渉に臨む佐藤武春。右が、甘夏栽培に励む2006年当時の佐藤英樹。



NHK (1972) 『水俣の17年』より



RKK (2006) 『国の病としての水俣病』より

みをつづけ、自主交渉を進めた夫武春の映像が見出される。その後、NHKのシリーズ番組「明るい農村」のなかの一番組として、1985年に制作された『水俣 祈りの“甘夏”』では、低農薬の甘夏栽培に励むに佐藤夫妻とその一家の暮らしぶりを見ることができる。

夫妻が亡くなった今では、その息子の佐藤英樹、スエミ夫妻が甘夏栽培をつづけているが、この二人にも水俣病の症状が現れるようになった。英樹は、補償を求め、国を相手に裁判を起こす。それが、2006年のRKK『国の病としての水俣病』で取り上げられている。テレビドキュメンタリーにおける佐藤武春とヤエ夫妻の映像と、佐藤英樹、スエミ夫妻の映像を接合すると、そこには患者、家族の世代を跨いだ「水俣」の記憶の参照系が形成される(図4)。

『奇病のかけに』の冒頭のシーンの映像となっていた急性劇症型患者は、村野タマノ(当時は、「川上タマノ」の名であった)という。彼女が激しい痙攣発作を起こすいくつもの場面は、熊大研究班によって撮影され、それがテレビドキュメンタリーのなかで頻繁に引用されてきたものであった。数多くの「水俣」のテレビドキュメンタリーのなかで、村野タマノの映像は、水俣病の悲惨な症状を衝撃的に描くことで「水俣」の記憶の一つを形成してきた。さらに、その映像が「水俣」の記憶を表象するだけでなく、「水俣」をめぐる広範に共有された集合的記憶を想起しつづけてもきた。

その村野タマノの息子の川上敏行こそが、2004年に最高裁判決を勝ち取った水俣病関西訴訟原告団長であることが、同年制作のNHK『不信の連鎖』⁶で明らかにされている。ここにも、テレビドキュメンタリーにおける患者、家族の世代を跨いだ映像による「水俣」の記憶の参照系が形成される。そして、こうした親から子へとつづく水俣病患者の苦しみを描いた映像を接合すると、半世

⁶ この番組では、それまでにNHKが制作してきたドキュメンタリー番組の映像や、取材をつうじて撮影された映像が数多く引用され、それらが接合されて、さまざまな「水俣」の時間イメージが生成している。『不信の連鎖』における映像の引用にかんする詳細な分析と理論的考察については、本稿第Ⅱ部の西田の論考を参照されたい。

紀以上の水俣病事件史を表象する時間イメージが生成することは、もはやいうまでもない。

4. テレビは「水俣」をどう描いてきたのか

1970年代の「水俣」のテレビドキュメンタリーの系譜

水俣病「公式確認」から12年以上が過ぎた1968年9月、ようやく政府が水俣病を公害病と認定し、「水俣病の原因はチッソ水俣工場の排水中のメチル水銀化合物である」とする統一見解を発表した。これを重要な転機として、患者と家族、そして支援者たちによる「水俣」の闘いが始まった。60年代の水俣病事件報道の空白期もここで終わる。新たな局面を迎えた水俣病事件を、マスメディアとしてのテレビも再び報道するようになったのである。

同じ時期に、ヴェトナム反戦運動が世界的規模で繰り広げられていた。このほかにも第二次世界大戦後の世界システムのさまざまな矛盾が表面化した欧米諸国と日本は、1960年代末期には広範な「異議申し立ての」の時代を迎えていた。そうしたなかで、日本各地で公害事件が発生し、とりわけ、イタイイタイ病、四日市ぜんそく、新潟水俣病、そして熊本の水俣病が「四大公害病」とよばれるようになった。これらは、人びとの身体、生命、生活を直撃するかたちでの、高度経済成長の歪みの顕在化にはかならない。まさに、このような時代の文脈のもとで敗「戦後」日本社会も変貌を遂げようとしていた。そのさなかに、テレビはカラー化という技術革新を進めながら、人びとの日常と身体に定着したマスメディアとして「水俣」を描き出したのである。

『奇病のかけに』以来、約10年の沈黙の後に水俣病事件を再び取り上げたのは、地元熊本放送（RKK）が制作したドキュメンタリー番組の『111』（1969年1月21日放送）であった。まとまったテレビ番組が再び描いた「水俣」は、これまで無策をつづけてきた政治の姿勢を詫げる政治家——熊本選出で、当時厚生大臣の職にあった園田直——の映像で始まる。

『奇病のかけに』に次ぐNHKの「水俣」のドキュメンタリー番組は、「現代の映像」の一つとして制作された『チッソ株主総会』（1970年12月4日放送）であった。加害企業チッソの責任ある者が、患者、家族と直接向き合い、人間として謝罪することを求めた「水俣」の闘いの一つが、「チッソ一株運動」である。法人チッソの株主となった患者、家族、支援者たちは、黒地に白で「怨」の文字を染め抜いた幟を立てて、巡礼の姿となって、チッソ水俣工場の正門を出発した。巡礼の旅が向かうのは、万国博に沸いた1970年も暮れようとする11月の大阪であった。この番組は、チッソ株主総会会場となった大阪厚生年金会館前に林立する、「怨」の文字を染め抜いた黒の幟の映像で始まる（図5）。

国策として高度経済成長が推進されるなかで、「棄民」と化していた水俣病患者と家族の、人間の尊厳を問う闘いの始まりを、『奇病のかけに』から10年を経たこれらのドキュメンタリー番組は描いている。また、どちらの番組も、この国が高度経済成長を突き進むなかで顧みられることのない「水俣」の歴史を、水俣病患者の映像によって表象している。

RKKの『111』を皮切りにして、1970年代には民放もNHKも、水俣病事件をテーマにしたドキュ

図5 『奇病のかげに』から約10年後の『チッソ株主総会』の冒頭の映像



NHK (1970) 『チッソ株主総会』より

メンタリー番組を制作するようになる。放送年月日順に見ていくと、おもなものは、つぎのような番組である。

RKB 『ドキュメンタリー 苦海浄土』1970年12月25日

NHK 『埋もれた受難者たち』1971年7月1日

NHK 『特集 ドキュメンタリー 水俣の17年』1972年3月26日

NHK 『特別番組 村野タマノの証言～水俣の17年～』1972年10月21日

NHK 『テレビの旅 いま水俣は… 公害1』1975年1月27日

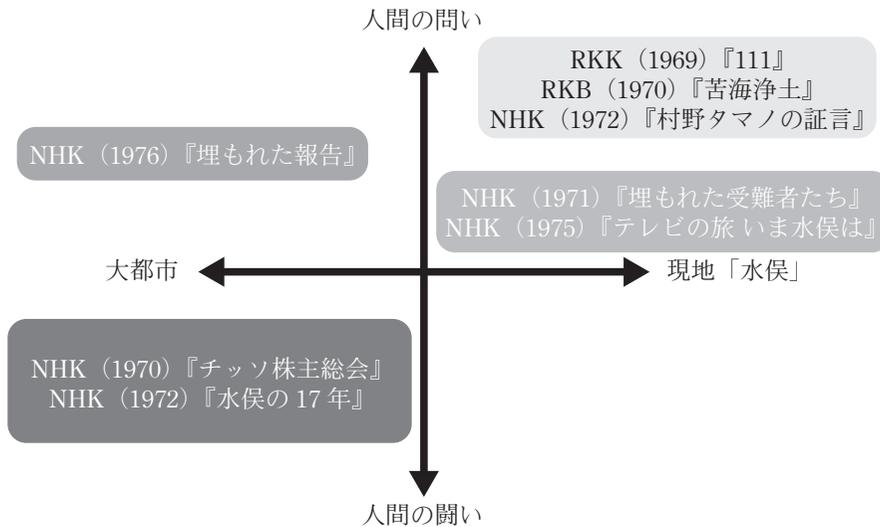
NHK 『埋もれた報告』1976年12月18日

この間、高度経済成長が第1次オイルショックによって事実上の終焉を迎える年となった1973年には、3月に熊本水俣病第1次訴訟の原告勝訴判決が熊本地裁で言い渡された。また、同年5月には第三水俣病事件も起きている。

これらのドキュメンタリー番組は、それぞれの番組のテーマとなっている中心的な出来事の特徴と、おもな舞台となっている地域によって分類することができる。主要なテーマとなっている出来事によって、人間の尊厳をめぐる問いとしての「水俣」が描かれているのか、それとも、人間の闘いとして「水俣」が描かれているのかという、一つの分類軸が形成される。そして、そうした出来事が、東京や大阪といった大都市を主要な舞台として描かれているのか、それとも、現地「水俣」を主要な舞台として描かれているのかという、もう一つの分類軸が形成される。この二つの軸にしたがって、RKK 『111』、NHK 『チッソ株主総会』も加えて1970年代の「水俣」のテレビドキュメンタリーを分類すると図6のようになる。

RKKやRKBのような地域局が、地域社会「水俣」を主要な舞台とするドキュメンタリー番組を制作するのは当然といえるかもしれない。しかし、NHKもまた、「水俣」で撮影された多くの映像によって構成される、『埋もれた受難者たち』（1971年）、『村野タマノの証言』（1972年）、『テレビの旅 いま水俣は』といった番組を制作していたことは、注目されてよい。

図6



また、東京や大阪を舞台とした「水俣」の闘いを描いたドキュメンタリー番組は、1970年代の「水俣」のテレビドキュメンタリーの際立った特徴といえるだろう。そこでは、「一株運動」や「自主交渉」といった出来事を重要なテーマとして、この時期の水俣病事件が語られ、顕在化されていただけではない。「異議申し立て」の時代のテレビドキュメンタリーが、「水俣」の闘いを、物質的な豊かさを象徴する大都市の只中に出現した白装束の巡礼姿の集団や、長期間の座り込みといった光景によって顕在化させていたのである。

そしてさらに、「水俣」という地域を舞台にした人間の闘いとしての水俣病事件を描いたテレビドキュメンタリーの不在は、1970年代におけるそのような「水俣」の闘いの困難さを示唆しているといえるだろう。同時にそれは、現地「水俣」における厳しい闘いをテーマにしたテレビドキュメンタリーを制作することの難しさも物語っている。

二つのテレビドキュメンタリーにみる「水俣」の記録と記憶

地域社会「水俣」を主要な舞台に、人間の尊厳の闘いとしての「水俣」をテーマにした二つのドキュメンタリー番組、NHK (1971) 『埋もれた受難者たち』とNHK (1972) 『村野タマノの証言』を、ここで考えてみることにしよう。

『埋もれた受難者たち』は、川本輝雄をメインパーソンとしている。川本の潜在患者掘り起こしの活動は、のちに加害、原因企業チッソとの自主交渉へと展開していく。この番組は、こうした川本の闘いの「水俣」での始まりを、密着取材によって描き出している。

川本の闘いは、直接的には水俣病の判断条件、認定制度の正統性を糾すことであった。しかし、そこで問われることになったのは、だれが患者なのか、患者の救済とは何か、そもそも水俣病とは何で、そして人間とは何かであった。川本が訪ね歩いて出会った諫山孝子、半永一喜、佐藤ヤエと

いった潜在患者、未認定患者の映像⁷は、水俣病の判断条件と認定制度の妥当性を問うて余りある。このような埋もれた受難者となっていた患者たちの映像こそが、「環境問題の原点」などと語る今日のテレビニュースのアクチュアリティには見出せない「水俣」の記憶を表象するのだ。そのような意味で、こうしたテレビドキュメンタリーの映像のアーカイブとしての「水俣」が、水俣病事件の「最終的に保っている還元不能なもの」を到来させるのである。

このドキュメンタリー番組では、従来頻繁に使われていた急性劇症型患者の資料映像の引用がまったくないことも大きな特徴である。かわって、水俣湾、不知火海、天草の島々の美しい風景を撮影したカラーのテレビ映像が多用されている。顧みられることなく放置されてきた潜在患者、未認定患者の身体映像が、美しい「水俣」の風景の映像と接合されることで、川本の「人間の問い」というドキュメンタリー番組のテーマが描き出されていく。

半永一喜の息子で、胎児性患者として認定されている半永一光が、石牟礼道子の代表作『苦海浄土』に登場する江津野杢太郎少年のモデルであることにも注目する必要がある。『埋もれた受難者たち』が描く半永一家とその生活は、『苦海浄土』がつぎのように語る世界を、テレビ映像によって可視化している。

入口のほかに窓というものをつけないでいるこの家内全体が、この日ひとしお韻々たるわだつみのいろこの宮——それはもちろん青木繁流のロマネスクなどではさらさらなく——のごとき景観を呈していたのは、さきごろまで舟虫の食った破れ舟の舟板が、重々しくこの家の神棚の後ろの壁にうちつけられていたのが、ひときわ青み渡った波形のエスロン板に取り替えられているからである。(石牟礼 1969 = 2004 : 189)

そのタイトルからも明らかのように、『村野タマノの証言』のメインパーソンは、水俣病患者村野タマノにはかならない。すでに述べたように、『奇病のかげに』の冒頭の彼女の映像が、テレビドキュメンタリーの歴史のなかで初めて水俣病事件を描き出し、人びとはそれを見ることで水俣病事件を経験した。『奇病のかげに』以降も村野タマノの映像は、テレビが固有の方法で描き出した「水俣」の記録でありつづけ、「テレビを見ること」によって形成された「水俣」の集合的記憶を想起させてきた。

熊大研究班が撮影した、痙攣発作によって、煙草を吸おうとしても思うにまかせない彼女の映像は、いくつものドキュメンタリー番組で頻繁に引用されてきた(図14参照)。それが、人びとが

⁷ 「チッソー株運動」を主導した弁護士の後藤孝典は、川本の潜在患者、未認定患者との出会いを、つぎのように述べている。「ぞっとするほどの重症患者に出くわすこともあった。津奈木の築地原司は全く身動きができない。同じ津奈木で、生まれて一〇年間放置されてきた諫山孝子を見たときは衝撃で身がふるえた。胎児性患者の悲惨さは言語を超える。これほど重症であっても認定されていないのだ」(後藤 1995 : 126)。

「テレビを見ること」で経験してきた「水俣」の記憶そのものになったといってもよい。そのような映像の記憶に依拠して、彼女の17年間の生活が語られることによって、人間の問いとしての「水俣」が描き出されていく。だからこそ、この番組の村野タマノへのインタビューの始まりは、彼女が煙草を吸う映像で始まらなければならなかったのだ。

村野タマノはまた、石牟礼の『苦海浄土』に登場する「ゆき女」こと、西方ゆき女のモデルでもある。『苦海浄土』では、水俣病の公害病認定、原因にかんする政府統一見解の発表当時の厚生大臣の園田直が、発表に先立つ1968年9月22日に水俣入りし、入院中の患者を見舞った場面が語られている。そこでは、大臣の随行者や記者たちに取り囲まれた特異な雰囲気による緊張のために、痙攣発作に陥ったゆき女の語り、つぎのように聞き書きされている。

「三十人ばかりでとりかこまれて、見られたばい。なれてはおるとたいね、どうせうちは見せ物じゃけん。(中略) 杉原ゆりちゃんにライトをあてて写しにかかったら、それで、ああ、また、と思うたら、やっしてもうた…」。

「やっしてもうた…」とは水俣病症状の強度の痙攣発作である。のちに彼女は仕方がないというふう、うっすらと涙をにじませて笑う。

予期していた医師たちに三人がかりでとりおさえられ、鎮静剤の注射を打たれた。肩のあたりや両足首を、いたわり押えられ、注射液を注入されつつ、突如彼女の口から、「て、ん、のう、へい、か、ばんざい」

という絶叫がでた。

病室じゅうが静まり返る。大臣は一瞬不安げな表情をし、杉原ゆりのベッドの方にむきなおった。つづいて彼女のうすくふるふるとふるえている口唇から、めちゃくちゃに調子はずれの『君が代』がうたい出されたのである。心細くききとりがたい語音であった。

そくそくとひろがる鬼気感に押し出されて、一行は気をのまれて病室をはなれ去った。(石牟礼 1969=2004 : 341-342)

じつは、この場面は、RKK『111』の映像によって、可視化された記録になっている(図7)。むしろ、この映像記録が、石牟礼の文学作品のなかで、より生き活きと語られているとさえいえる。そして、『村野タマノの証言』のなかでも、彼女がカメラの前で『君が代』を歌うシーンが組み込まれている。このドキュメンタリー番組のなかでも、タマノは『君が代』を歌わなければならなかったのだ。広大な八幡プールの底で干上がり、ひび割れたヘドロの映像がつづくシーンに、タマノの歌う『君が代』が流れる。目を閉じて、姿勢を正して彼女が『君が代』を歌い上げた直後に、うつむいて、むせび泣いているような横顔の映像がインサートされる。

『村野タマノの証言』のなかで、もう一つ見逃してはならないのは、タマノの出身地である天草を描き出したシーンである。水俣の対岸の天草の島で、息を潜めるように暮らしている潜在患者の姿を、このドキュメンタリー番組の映像が記録していたのである。

図7 視察に訪れた園田直厚生大臣を前にして痙攣発作を起こした村野タマノ



RKK (1969) 『111』より

今なお水俣病患者の実態が調査されず、潜在患者が明らかにされていないという問題は、今日の水俣病事件のアクチュアリティとして、けっして十分に描かれもしなければ、語られもしない。『村野タマノの証言』の天草の潜在患者の映像を、アーカイブとしての「水俣」の一つと考えるなら、それもまた、水俣病事件が「最終的に保っている還元不能なもの」の問題性を到来させる。

半世紀を越える水俣病事件史とテレビ放送の歴史は、無数のテレビ番組の流れのなかに、「水俣」のドキュメンタリー番組を散在させてきた。テレビアーカイブとしての「水俣」は、無数のテレビ番組の流れのなかから、「水俣」のドキュメンタリー番組を召喚する。それだけではなく、テレビ放送の歴史のなかの無数の出来事の流れのなかから、水俣病事件史上の出来事を召喚し、それを描いている映像の流れを見るときという経験も可能にする。そして、「水俣」の記録と記憶としてのテレビ映像の可能性を明らかにし、水俣病事件が「最終的に保っている還元不能なもの」を到来させるテクノロジーの一つが、テレビアーカイブとしての「水俣」であるともいえるだろう⁸。

⁸ B. スティグラーは、哲学も記憶も技術の問題であり、とりわけ記憶はもともと技術的に構成されているという。彼は、つぎのように述べている。「アナムネーシス（想起）は常に、あるヒュポムネーシス（記憶技術）によって住みつかれているのですが、アナムネーシスがいわば『順化している』ために、たいていは秘かに支えられ、住みつかれているのです。つまり、アナムネーシスが自らの技術性、人為性、補綴性と歴史性を消し去り、見えない『第二の自然』になっているということです。（中略）われわれが潜在的に哲学する存在であるのは、われわれに人工的な記憶が与えられていて、これが世代から世代への問いの伝達を支えている、まさしくその限りにおいてです——なぜなら人工的な記憶により時間の物質化が可能になるからです。時間の間隔化、空間化、保存、再活性化、再時間化、再伝送あるいは再構築、一般的には時間の再生成と変形（ジャック・デリダは差延と名付けますが）でもありますが、これが人工的な記憶により可能になるからです」（Stiegler, 2004:38-39=2009:50-51）。

II 「水俣」のテレビドキュメンタリーにおける引用（西田善行）

1. 「水俣」めぐるテレビドキュメンタリーの「記憶」

テレビドキュメンタリーは「記憶と記録のさまざまな関係性—過去の検証，想起，再構成，そしてこれらを通じて「現在」に意味を付与すること，これらのいずれかを主題化することに」より構成されてきた（水島2007：128）。1959年11月に放送された『奇病のかげに』に始まる，水俣病事件に関するテレビドキュメンタリーもまた，過去の検証，想起，再構成，そしてこれらを通じた「現在」への意味付与を行ってきたといえる。この「水俣」をめぐる記憶と記録のさまざまな関係性の主題化には，発生時から「現在」までのさまざまな映像が引用されている。「水俣」をめぐるテレビドキュメンタリーを制作する上で，過去のニュースやドキュメンタリー番組を引用することはもはや欠くことのできないものといえる。こうした引用される映像は，年月の経過とともに蓄積される一方で，そこに映し出される出来事そのものは「かつてあった出来事」として経験され，『水俣』の記憶の表象へとその意味を変えていく（小林 2007：369）。

ここでは2004年という比較的最近制作された「NHKスペシャル」『不信の連鎖——水俣病は終わらない』（12月12日放送）を事例として，事件の発生から半世紀を経るなかで，水俣病に関するテレビドキュメンタリーにおけるかつてのニュースやドキュメンタリー番組の引用は，記憶と記録のさまざまな関係性を主題化する上で，どのような意味をもつのか，その引用の記号学的価値について検討する。そして水俣病を取り上げた映像の引用には，記号学的にみてどのような限界や可能性があるのか，この点について考えていきたい。

数ある水俣病に関するドキュメンタリーのなかで本作を選んだのは，主に二つの理由による。一つはNHKアーカイブスで取得した『不信の連鎖』のメタデータに，本作の引用元が詳細に記されており，その引用元の映像との比較・検証が可能であった点である。既存の著作物の引用に関して，規則が確立されている書物に対し，ドキュメンタリーなどの映像制作物では，引用に関する表記的な規則がほとんど確立されておらず，多くの場合視聴者はその映像が一体どこから引用されたのか，知ることができないばかりか，それが何かの引用であるのか，番組独自で制作したのかすらわからない。こうした引用元の記載は，NHKアーカイブスで保管されている番組のメタデータにもないことが多かった。その意味で『不信の連鎖』のメタデータが引用元をカットごとに記載されていることは大変貴重であり，これがなければ「引用の引用（引用元の映像が何かの映像の引用であるような引用）」と単純な引用とを区別することは，事実上不可能であった。

『不信の連鎖』を選んだもう一つの理由は，それが2004年という比較的最近制作されたことにある。水俣病は1956年の公式確認から半世紀以上が経過し，歴史教科書に記載されるような「かつてあった出来事」として認識されており，発生当時の記憶ばかりか，その後の補償等に関する運動についても，もはや同時代的な記憶として共有していない世代が多くなっている。1977年生まれの筆者も，水俣病に関する同時代的記憶は皆無に等しく，水俣病に関するメディア史的研究にあた

るまで「水俣病は終わった」ものと認識していた一人である。筆者のような水俣病事件史に関するメディア体験を共有しない視聴者（そして制作者）が増加するなかで、水俣病に関するテレビドキュメンタリーはどのような形で成立するのか、この点を考える上でも2004年に「水俣病は終わらない」と題した本作を分析することに意義があると思われる。

筆者は『不信の連鎖』の映像およびNHKアーカイブスから提供されたメタデータをもとに、本番組のために作成されたわけではない映像が、番組中にどの程度含まれているのかを調べた。さらにそのなかでかつてニュースやドキュメンタリーなどで放送された映像はどのようなものであり、どのような形で引用を行っているのか、実際にNHKアーカイブスに保管されているニュースやドキュメンタリーの映像とを比較し、分析を行った。

2. 『不信の連鎖』のシーケンス構成——連鎖する不信

問題提起（第2シーケンス～第4シーケンス）

ここで『不信の連鎖』がどのようなシーケンスによって構成されているかみておこう。番組は52分で計14シーケンス、201カットによって構成されている⁹。

番組は2004年10月15日、水俣病関西訴訟の判決が下り、原告団が環境省に出向くところから始まる。環境大臣の小池百合子が国の責任を認め謝罪の言葉を述べるが、水俣病の認定基準については見直しをせず、原告を「水俣病患者」としては認めないことが環境保健部長によって宣言される（第2シーケンス・8カット・1分46秒）。

こうした国の態度は11月24日、大阪での環境省と原告団との交渉でも示され、環境保健部企画課長、柴垣泰介の「裁判で認定基準がおかしいと認められたわけではない」という言葉が、原告団の反感を買っている（第3シーケンス・9カット・3分39秒）。

そして「行政が認定する水俣病、裁判所が認めた水俣病。水俣病問題の対立は、基準が異なる複数の水俣病像を作って」きたとして、審査会の審議を経て行政（県）が認定し、補償金1600万円から1800万円を受け取る「行政認定」者2300人と、裁判で認められて400万円から800万円を受け取った「司法認定」者、そして1995年の政治決着で救済対象となり、一時金一律260万円と医療費を受け取った「政治決着」救済者1万人、さらに水銀汚染の広がった八代海沿岸に救済を受けていない2万人以上の「潜在患者」がいることを、過去のニュース映像や津奈木町の医師、松本央のインタビューを交えて示している（第4シーケンス・25カット・6分33秒）。

水俣病発生時の国の対応（第5シーケンス～第6シーケンス）

これを踏まえ、「何が水俣病なのか、誰を救済すべきなのか。認定と救済をめぐる対立の中で誰

⁹ 第1シーケンスはNスペタイトルV（9秒）、第14シーケンスはエンド表示（2秒）。なお本シーケンスはNHKアーカイブスで取得したメタデータに準拠している。

もが納得する答えは出ていません。水俣病の発生から半世紀。病気の拡大はなぜ防げなかったのか」という問いから、過去の映像を用いながら水俣病発生時の行政の対応について追っている。昭和31年（1956年）に地元の医師により報告された水俣病は、翌年4月のネコ実験により魚を食べる起る食中毒であると判明した。熊本県は食品衛生法の適用を決めるが、当時の厚生省に「水俣湾の魚介類のすべてが有毒化している明らかな根拠が認められないので、（食品衛生法を）適用することはできない」として待ったをかけられたため、県はなす術なくメチル水銀中毒が広がっていたことが、当時の熊本県公衆衛生課長、守住憲明のインタビューなどから示される（第5シーケンス・21カット・3分48秒）。

ここで関西訴訟原告団団長の川上敏行と松本が、親子二代に渡り水俣病に関わることとなった人物として、インタビューと過去の映像を交えて取り上げられる。チッソ子会社で働いていた川上は、自らの体の変調にも気づいていたが、それ以上に両親が重い症状に見舞われ、特に義理の母、タマノは痙攣の発作やマヒ、言語障害など、重い後遺症で最後まで苦しみ、「劇症患者を出した家」として一家は差別を受ける。川上はタマノについて「やっぱ自分の母親やったけど、殺してやろうとまで思いましたがな」と語る。その後川上は大阪に移り住み、症状の悪化により認定申請をしたが何年たっても認定されず、裁判を起こしたことが触れられる。一方医者であった松本の父も潜在患者であり、父の死後、その遺体を松本自らが解剖し、脳に水銀の影響があることを確認、行政が認めていない人のなかにも水俣病患者が存在することを実証した。しかし父親が診ていた患者も、多くが水俣病を訴えながら亡くなったため、父親だけを認定患者にすることに抵抗があった松本は、その後も認定を申請することはなかった（第6シーケンス・19カット・5分17秒）。

被害を拡大させた国の加害性（第7シーケンス～第8シーケンス）

映像は再び11月24日の大阪での環境省と原告団との交渉の様子が映し出される。原告団と支援者からの「素直に認めろ」「また何十年という過ちを繰り返すのか」といった怒号に対して、柴崎は「裁判を受けて何もしないといっているわけではない」「判断条件の見直しが解決にはならないだろうと思っている」と答える。そして支援者の「国は加害者になった」のだから「加害者として」より広く救済をすべきだという問いかけがなされる（第7シーケンス・4カット・2分11秒）。

次のシーケンスではこの国の加害性について、多くのニュース映像を用いてクローズアップしていく。「最高裁判所は、水俣病の被害が拡大したのは、規制を怠った国に責任があるとして」、裁判所が特に問題にした、「廃水処理に関わる一件」を挙げている。それは国がチッソにサイクレーターという排水処理施設をつくらせたものの、それは有機水銀の除去には役に立たないものであること、さらにチッソはそもそもメチル水銀を含む排水を、サイクレーターを通さずにそのまま海に流していたことである（第8シーケンス・23カット・3分10秒）。

政治決着に至るまで（第9シーケンス～第10シーケンス）

再度映し出される11月24日の大阪での環境省と原告団との交渉では、11月9日の議会での小池

の答弁を映しつつ、小池が「これからの国としてなすべきこと、これらをきっちりとまずは部長の方に伝えたくて送り出したい」と述べたにも関わらず、「私どもに大臣から指示がなかった」と答える環境保健部長、滝澤秀次郎を映し、渋い表情でそれを眺める原告の顔に「それを不作為ってんだよ」という声が乗せられる（第9シーケンス・6カット・2分47秒）。

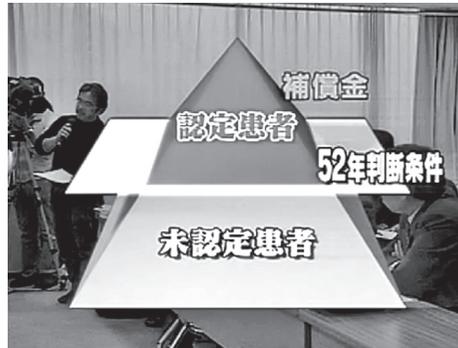
次のシーケンスでは、多くの映像を用いて1995年の政治決着までを振り返っている。まず「怨」ののぼりがたつ昭和48年（1973年）の水俣病第1次訴訟判決時の映像から始まり、患者とチッソとの直接交渉の様子が映し出される。そして裁判の判決と、患者とチッソとの交渉により補償協定が結ばれ、チッソは「行政が認定した患者に対しては、判決と同じ1600万円から1800万円を支払う」と約束したことが語られる。その後認定申請者が急増し、その結果作られたのが「水俣病と認定するためには、特定の症状が二つ以上なければならない」という、「昭和52年判断条件」であることが示される。そして誰もいない病室と検査器具を映しながら、「この判断条件に基づいて、国と県は認定審査を進めました。水俣病は、激烈な症状ばかりではありません。体に入った水銀が脳を侵すと、個人差もあり、様々な症状となって現れます。」「52年判断条件は、患者たちを、水俣病と水俣病ではない患者とに分けました。認定を棄却された人、診断に不信を抱く人は、次第にその数を増していきます」と語られる。認定審査への不満から昭和55年（1980年）の熊本を皮切りに、全国5箇所で行われた国家賠償を求める裁判が始まり、裁判の長期化のなかで裁判所は和解勧告を出すものの、国はその勧告に応じず「52年判断条件は医学的に正しい。これまで国は被害防止に最善を尽くしてきた」という国の答えが語られる。国が和解に応じないなか、判決が下され司法判断は分かれる。こうしたなか、平成7年（1995年）に三党連立政権が仲介に入り、「チッソからは260万円の一時金、国と県は医療費を支給する」という内容のもと、「最終解決」が図られる。これに大阪を除く原告側は応じ「1万人が受け入れた政治決着。患者は、救済とひきかえに、水俣病と認定されることをあきらめます」と語られる（第10シーケンス・46カット・7分7秒）。

昭和52年判断条件（第11シーケンス～第13シーケンス）

映像では再び11月24日の大阪での環境省と原告団との交渉の様子が映し出される。前のシーケンスを踏まえ、「関西訴訟原告団は政治決着を拒否 裁判を継続した」というテロップが出される。そして環境省と原告団との応報のなかで「国側は、判決に『52年判断条件を直接否定する文章がなかったこと』を理由に、判断条件の見直しを拒んでいます。責任は認めるが、判断条件は否定されていないと反論します」というナレーションが入り、環境省がかたくなに52年判断条件の見直しを拒む姿が描かれる（第11シーケンス・10カット・5分9秒）。

この52年判断条件による対立と妥当性について、次のシーケンスで描かれていく。昭和53年（1978年）の環境庁への抗議行動の様子を映しながら、ナレーションは「患者と国の対立は一層深刻になりました。判断条件は患者切捨て策だという批判。一方で、補償金欲しさのせいで患者と中傷する声も上がります。不信が不信を生み、判断条件そのものが、裁判の争点になっていきました」と語る。この52年判断条件に対し、司法から疑義が呈され、さらに医学会の一部からもその根拠

図8 認定と未認定を分けるピラミッド



NHK (2004)『不信の連鎖』より

を問われる。特に病気の原因や診断を、データを使って分析する疫学の検証が大きな根拠になっているものとして、疫学的に水俣病のデータを集める岡山大学医学部講師の津田俊秀のインタビューとそのデータが示される（第12シーケンス・20カット・4分19秒）。

再び11月24日の環境省と原告団との交渉の様子を映しながら、全面にピラミッドの図を示し、「認定されれば1600万円以上の補償金を受け取り、認定されないと補償はありません」と語られる（図8）。そして元認定審査会委員、荒木淑郎によるインタビューとなり、補償が認定と直結したことによる認定の難しさが語られる。そして交渉の様子をバックに「判決後、認定審査委員から『司法と行政の二重基準では審査に意味がない』と声上がる 熊本県の認定審査会は現在、休止状態にある」というテロップが映される。その後支援者の「あなた方は終わったと思いますか！」という声のあと、「思っていない」「（判断条件も含めて）何ができるか整理したい」と柴崎が答え、最後に「この人たちは水俣病ですというふうにいるのが本当ですよ。そのことを強くお願いしたいと思います」という支援者の声で話し合いの映像は終わる。そして映像は最高裁判決の後、認定申請を望む患者が増えた松本医院の様子を映し、「松本医師は、メチル水銀中毒の症状を訴える人びとと向き合い続けます。水俣病はまだ終わっていません」と結んでいる（第13シーケンス・17カット・6分02秒）。

このように『不信の連鎖』は「終わった」と思われている水俣病が、発生から半世紀近く経過した2004年になぜ問題となっているのか、患者の国への「不信」の歴史を追っている。水俣病の発生当初、その拡大防止を怠ったことへの「不信」、申請者が増えたことで基準を厳しくして「患者たちを、水俣病と水俣病ではない患者とに分けたことへの「不信」、そしてその根拠が疑われている52年判断条件に固執し続け、最高裁判決後もなお見直しを行わないことへの「不信」。このように水俣病事件は国が患者への「不信」を重ね続けた結果、2004年「現在」も「終わらない」、「不信の連鎖」の歴史であることを、『不信の連鎖』は2004年現在の環境省と原告団とのやりとりと、過去の映像の引用および関係者のインタビューによって提示しているのである。

3. 『不信の連鎖』における引用

『不信の連鎖』での映像種別構成比

『不信の連鎖』を引用元という観点から映像種別を区分すると、次の五つに分けることができる。一つはこの番組を制作するために、制作者が新たに撮影した映像やコンテなどで、これを「オリジナル映像」とする。二つ目は番組の制作のためにすでに何らかの形で撮影されたものを関係者などから調達した映像で、これを「外部調達映像」とする。三つ目はかつてニュース取材のために撮影され、ニュースでは用いられていない素材映像で、これを「ニュース素材」とする。四つ目はニュースで実際に使用された映像¹⁰で、これを「ニュース映像」とする。最後にドキュメンタリーや特別番組などニュース以外の番組で使用された映像で、これを「ドキュメンタリー・番組映像」とする。これら五つの映像種別の時間別・カット別の構成比を調べた（図9・図10）。

図9 『不信の連鎖』映像種別放送時間の構成比

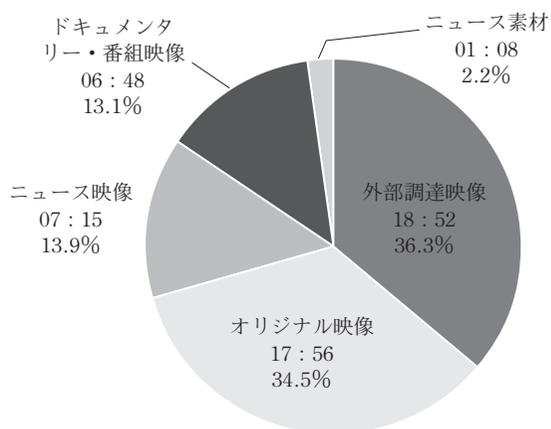
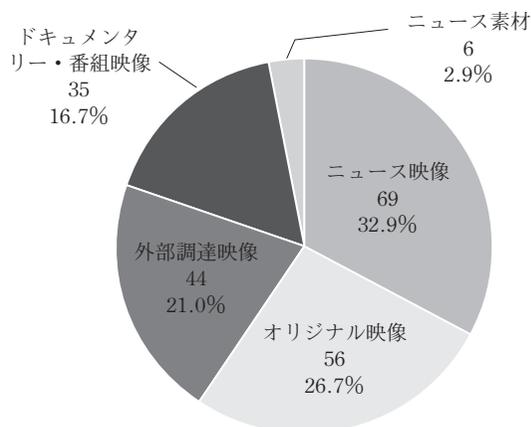


図10 『不信の連鎖』映像種別カット数の構成比



¹⁰ ただしニュース映像は全てをニュースに使用されたとは限らず、映像の一部のみが、使用されたものもある。

番組は一見するとオリジナル映像が多くを占め、その他の映像の引用はあまり多くないようにみえる。ところが調べてみると番組の大半を占めている、環境省と水俣病関西訴訟原告団弁護団及び支援者との交渉の映像は、「外部からの調達映像」であり、その放映時間は構成比で36.3%の18分52秒、カット数では同じく21%の44カットを占めていた。「オリジナル映像」は放映時間が17分56秒（34.5%）、カット数が56カット（26.7%）に過ぎず、このドキュメンタリーがいかに制作者自らが撮影していない映像によって成り立っているかがわかる。

一方かつて放送したニュースやドキュメンタリー番組からの映像の引用は、放送時間では「ニュース映像」が7分15秒（13.9%）、「ドキュメンタリー・番組映像」が6分48秒（13.1%）と必ずしも多いとはいえないが、カット数では「ニュース映像」が69カット（32.9%）と映像種別中最多であり、計12本のニュースが用いられていた。また「ドキュメンタリー・番組映像」も35カット（16.7%）、7本あり、両者を含めると14分03秒という番組の1/4程度の時間に、計19本、104カットという多彩な映像が引用されていることがわかる。このように『不信の連鎖』では短い時間に多くのカットの引用を連ねる形で作られた「引用の連鎖」が重要な意味を持つものとなっている。

引用されたニュース・ドキュメンタリー番組

引用されたニュース・ドキュメンタリー番組について、その利用カット数と利用時間、利用されたシーケンスを調べた結果、表1のようになった¹¹。

表1のニュース映像のリストを見ると、引用されたニュースは1959年の水俣の様子を伝えるものから、1995年の「政治決着」を伝えるものまでさまざまだが、なかでも90年以降のニュースが6本とその多くを占めている。

ニュースのなかで最も利用されていたのが1990年11月5日に放送された「水俣病 和解勧告」のものであった。元のニュースの3分48秒のうちの1分28秒、16カットと多くの部分の映像を利用しており、第4シーケンスでの水俣病の検診の様子を伝える映像や、第10シーケンスの第三次訴訟の様子や和解勧告を受けた原告の映像などがこのニュースによるものであった。ニュースでは裁判のきっかけが52年判断条件による被害者の切り捨てである点などを指摘するなど、本ドキュメンタリーを構成する上で重要な点がこのニュースに描かれていたといえる。ただしこのニュース映像自体を視聴していくと、他のニュース映像と異なり、過去のニュース映像をほぼ全編に渡り引用することによってつくられているものと思われる。たとえば第10シーケンスに用いられている東京地裁で和解勧告が出たことを示すカットは、1990年の9月28日のニュース映像であり、1980

¹¹ 表1の映像は全てNHKで放送されたものである。著者はこの内17本のニュース、ドキュメンタリー番組の映像を、川口のNHKアーカイブスで閲覧した。しかし、6の「水俣病二次訴訟控訴審判決原告が勝訴～福岡地裁～」(1985年8月16日)と12の「水俣病問題大島環境庁長官が水俣を訪れる」(1995年9月30日)という二つのニュースはそれぞれ福岡放送局と熊本放送局の所蔵のため、閲覧できなかった。

表1 『不信の連鎖』で引用された映像一覧

番号	番組名	副題	放送日	利用カット数	利用時間(分:秒)	利用シーケンス
1	NHKニュース	水俣病 漁業への後遺症	1959年8月26日	3	00:17	5
2	NHKニュース	水俣病家庭互助会 チッソの門前に座り込み	1959年12月15日	8	00:41	5,8
3	NHKニュース	阿賀野川の水銀中毒は工場廃水が原因 厚生省特別研究班	1967年4月18日	5	00:34	8
4	NHKニュース	水俣病患者とチッソの直接交渉 話し合い進まず	1973年3月24日	5	00:32	10
5	NHKニュース	座り込みの水俣病患者を機動隊が実力排除 環境庁	1978年3月19日	6	00:40	12
6	NHKニュース	水俣病二次訴訟控訴審判決 原告が勝訴 ～福岡地裁～	1985年8月16日	6	00:33	12
7	NHKニュース	水俣病 和解勧告	1990年11月5日	16	01:28	4,10
8	NHKニュース	北川環境庁長官 水俣市を視察 山内環境庁企画調整局長は自殺	1990年12月5日	8	01:05	10
9	NHKニュース	水俣病東京訴訟の判決は行政責任を認めず 東京地裁	1992年2月7日	5	00:36	10
10	NHKニュース	水俣病患者の救済問題 最終解決案の提示へ 与党政調会議	1995年9月28日	4	00:24	10
11	NHKニュース	水俣病患者の救済問題で最終解決案を提示 環境庁	1995年9月29日	2	00:14	10
12	NHKニュース	水俣病問題 大島環境庁長官が水俣を訪れる	1995年9月30日	1	00:11	4
13	村の記録	その後の水俣病(熊本)	1961年11月12日	3	00:25	8
14	特集ドキュメンタリー	水俣の17年	1972年3月26日	6	01:26	5,8,10
15	特別番組	村野タマノの証言～水俣の17年～	1972年10月21日	7	01:38	6,8
16	ドキュメンタリー	わが内なる「水俣」～告白的医師論～	1973年3月23日	3	00:44	8,10
17	ドキュメンタリー	埋もれた報告～熊本県公文書の語る水俣病～	1976年12月18日	10	01:30	5
18	ETV特集	苦渋の決断～水俣病 40年目の政治決着～	1995年10月19日	5	01:00	4,10
19	感動プレイバック!TV50	「映像にドラマあり」(第2部)ーテレビマンたちの挑戦ー	2003年2月7日	1	00:05	10

年(昭和55年)の熊本第三次訴訟時の映像も含め、このニュース自体がかつてのニュース映像を引用し、そこに記者のレポート(声)やテロップを乗せることにより成立しているものであるといえる。

「引用の引用」

こうした引用元の映像が、他のニュースやドキュメンタリーの映像の引用であるような、「引用の引用」はドキュメンタリーの映像を引用した際、しばしば見られる。たとえば1972年3月26日放送の『水俣の17年』を引用した個所である、コップの持つ手の震える「かげ」とその患者の映像や、ベッドで横になる患者が痙攣する映像は、『水俣の17年』のなかで水俣病の発生とその症状を語るために、1959年放送の「日本の素顔」の『奇病のかげに』から冒頭と後半部分をつないで引用したと思われる部分を使用している(図11)。この映像はさまざまなニュースやドキュメンタリーでも引用され、「奇病のかげに」を特徴づけるものといえる。

もう一つ、2003年2月7日放送の『感動プレイバック!TV50 「映像にドラマあり」(第2部)ーテレビマンたちの挑戦ー』では、『奇病のかげに』や『埋もれた報告』、『苦渋の決断』など、水俣病を取り上げたドキュメンタリー番組を原田正純などのインタビューを交えて振り返るシーケンスがあり、その1カットが『不信の連鎖』の第10シーケンスで引用されているが、それは1973年

図11 繰り返し映される船場岩蔵の「かげ」

『不信の連鎖』(2004)で引用した『水俣病の17年』(1971)の映像(左)と『奇病のかげに』(1959)の映像(右)



NHK (2004) 『不信の連鎖』より



NHK (1959) 『奇病のかげに』より

の水俣病第一次訴訟判決後のチッソ本社での患者とチッソ側との直接交渉の様子を映したカットであり、チッソ社長の島田賢一の前に身を乗り出して「愛もしたことなか、恋もしたことなか、水俣病がさせた」と患者が強い調子で語るものである。このカットも1973年3月22日のニュース映像の引用か、1973年12月30日に放送された『1973年ニュースハイライト』などで引用した映像の引用であり、後者の場合、『不信の連鎖』での映像は「引用の引用の引用」ということになる。引用元の映像が引用か否かは先述の通り必ずしも引用元のメタデータに記載されるわけではなく、引用されている映像が引用なのかオリジナルなのか明確ではないため、「引用の引用」はこれ以上にあるものと考えられる。

4. 引用の意味と価値——コンパニョンの引用の記号学から

それではこうした「引用の引用」も含め、引用にはどのような意味と価値があるのだろうか。ここではパースの記号学を用いてアリストテレスからボルヘスにいたる引用の系譜学について検討をしたA. コンパニョンに依拠しつつ、『不信の連鎖』をはじめ水俣病に関連するドキュメンタリー番組における多彩な引用映像の意味を試論的に考察したい(Compagnon, 1979=2010)。

記号学的にみた引用

コンパニョンによれば、記号の根源、意味の根源というものは、フロイトが子どものくいない/いた>の遊びのなかに位置づけたように、まさに反復のうちに存在し、また引用という行為は、ある文面(sentence)に対して、記号の価値を与えるものである。ある筆者A1が執筆するテキストT1(そしてA1とT1の総体としてのシステムS1)における文面tは、そのままでは記号とはいえない。しかしA1におけるT1の文面tが、なおかつ別の筆者A2におけるテキストT2(そしてA2とT2の総体としてのシステムS2)の文面tであった場合、文面tはこの同時性が指示されるやいなや、存在(いた)と不在(いない)を交互に繰り返すリズムのうちに統合される。引用tは、

反復によって、すなわち行為としての引用によって、間ディスクール的記号となる。反復の言表行為は、記号をつくる力を持ち、ある文面を、反復の言表行為がその文面を言表すると同時に、ひとつの記号にするのである（Compagnon 1979=2010 : 78）。

また記号・表意体（あるいは記号・表意体と対象との関係）は、それ自体としては把握することができない。記号を理解するためには、対象の組織とその潜在性を記述する解釈項（あるいは解釈項と対象との関係）を経由しなければならないのである。解釈項の増殖には終わりが無いが、意味をつくるのは、まさにそれらの解釈項である（Compagnon 1979=2010 : 80）。そして解釈項は無数に存在し、それらは一つの系列、一つの連鎖を形作る。これらの系列・連鎖が意味の始まり・偶発性を解消することは決してなく、常にあまりの部分、解釈から抜け落ちる部分を残す。そして引用においては引用されたS1を記号の対象とすると、引用したS2が記号となる。この両者の関係を理解するのに必要なのが解釈項であり、引用における解釈の対象つまり解釈項とは<反復価値 *valeurs de répétition*>である。なぜなら反復は、それを評価し、二つのシステム間の多様な関係に見合ったさまざまな価値を生み出す作業（解釈）を誘発するからであり、そのため反復に含まれた諸々の力を評価して反復価値を生み出すのは解釈なのである。

引用の<意味>には二つある。一つはその<意味作用の価値 *savaleur de signification*>であり、引用文をそれが引用であると考えなければ、その文の意味は普通の文の意味と同じものと仮定できるようなものである。もう一つは<反復価値の複合 *le complexe de ses valeurs de répétition*>で、引用をひとつの記号と化す反復の過程で、引用が獲得する対話的な価値の総体である（Compagnon 1979=2010 : 93）。やや単純化していえば、引用には文そのものが示す意味と、反復することによって新たに生じる意味があるということになるだろう。<意味作用の価値>はいわば記号としての引用の外示であるのに対し、<反復価値の複合>は記号としての引用の共示というよりも比喩の固有義に対する転義に近く、解釈項、あるいは解釈項の系列に結び付けられる諸価値である。そのため前者が一義的で閉じたものであるのに対し、後者は<複数的>で<共外延的>で<相互作用的>なものである。

引用は引用元が何かわからなくとも「これは引用である」と理解できれば引用として解釈可能である。『不信の連鎖』で用いられたさまざまな引用は、先述の通りメタデータを見なければ引用元が明確でないものばかりであるが、2004年に制作された鮮明な映像と、白黒の映像、あるいは明細度の落ちた映像は、その差異・落差を認識可能であり、多くの映像が「これは引用である」と理解できる。その意味で『不信の連鎖』で引用された映像も、多くは<意味作用の価値>だけでなく<反復価値の複合>という意味も持つことになる。

「類像記号的」引用 (icon)

引用によって生じる反復価値は解釈項によって決まる。この解釈項は無数に存在するため、記号としての引用の反復価値を確定することはできないが、引用によって生じる二つのシステムの著者とテキストの関係、つまりT1とT2、A1とT2、T1とA2、A1とA2という四つの関係から類型

化は可能である。ここでコンパニオンが利用するのが類像記号 (icon)・指標記号 (index)・象徴記号 (symbol) というパースの三つの記号分類である。この三つの記号分類は記号と対象との関係を示すものであり、引用ではS1とS2の二つのシステム間の関係、すなわち反復価値がどのように生じているかを示すものといえる。

まず引用者自身が規定される関係、つまりT1とA2、A1とA2という関係項であるとき、引用の反復価値は類像記号的なものとなる。これは二つのシステム間の〈事実にもとづく類似性〉の関係であり、類像記号は、対象の持つ物理的な特徴を備えており、対象と分有する性質ないし外形を示している。より具体的には、パスティッシュ、暗黙の引用などが挙げられ、自己所有化、占有によって、類似性のうちに、そのアイデンティティと特殊性の権利を要求するものである。類像記号の特徴は、引用を直接示さず、類似的な構造 (ダイアグラム) やイメージを示すことである。

テレビドキュメンタリーでいえば、あるドキュメンタリー作品や論文、ニュースリポートなどの主張や論理展開を、引用元を示さない形で模倣したり、ある映画監督やドキュメンタリストのカメラワークや撮影手法などをまねてそのイメージを模倣するようなものが、この類像記号的引用に属するだろう。今回の『不信の連鎖』で類像記号的引用にあたるものを考えてみると、たとえば「水俣病和解勧告」をはじめとする引用元にナレーションや記者レポートなどの音声が含まれているニュース映像との論旨の一致がみられ、そこに新たなナレーションや映像の付け加えが行われていることから、ダイアグラムの類像記号的引用と考えることができるだろう。またイメージの引用という意味では、『不信の連鎖』で引用している『水俣の17年』や『村野タマノの証言』、『わが内なる「水俣」』といった70年代前半に制作されたドキュメンタリーには、『不信の連鎖』のような近年のドキュメンタリーにはない、石牟礼道子や土本典昭の作品をイメージさせる演出がみられる。

「指標記号的」引用 (index)

次に引用するテキストが引用される著者によって規定される関係、つまりA1とT2という関係項であるとき、記号としての引用の反復価値は、指標記号的なものとなる。これは二つのシステム間の〈事実にもとづく隣接性〉の関係であって、二つの間にはアナロジー的な関係はない。たとえば脚注をつけた論文の引用のように、引用元の著者を引用することであり、そのため引用者は不在となり、自身の責任を免除し、言表行為を解除するものである。ただし、指標記号的な引用は、後述する象徴記号的引用の要素 (T1とT2) を含むため、純粹に指標記号であることはない。

このような指標記号的な引用は、水俣病事件に関連するドキュメンタリー番組などでもなされている。『不信の連鎖』に引用されている番組でも、『わが内なる「水俣」』や『感動プレイバック! TV50 「映像にドラマあり」 (第2部) —テレビマンたちの挑戦—』では、ともに原田正純が「水俣病と出会うきっかけ」として『奇病のかげに』があることが語られ、引用されている。この『奇病のかげに』は水俣病関連の番組で最も指標記号的に引用される番組であり、その端緒としては、1962年3月25日に「日本の素顔」で『底流 (日本の素顔 4年間の記録)』というタイトルで放送されたものがある。本稿第I部で小林がふれたように、ここでは『奇病のかげに』で紹介された、

図12 引用された『水俣の17年』でのチッソ水俣工場からの排水の様子（左）とそれを映した『見える歴史』の映像（右）



NHK（2004）『不信の連鎖』より



NHK（2008）『見える歴史』より

相撲の実況ラジオを聞く目の見えない少年とその家族に関するエピソードを引用しつつ、その後の少年の姿を追う構成になっている。このほか土本典昭を追ったドキュメンタリー番組は、引用された土本作品の映像は、総じて指標記号的なものといえるだろう。

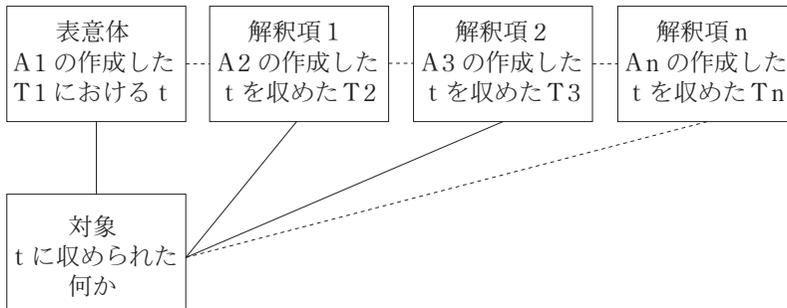
コンパニョンの議論では、指標記号的引用は参照関係の明示というニュアンスが強いが、映像の引用における＜事実にもとづく隣接性＞というのを、類像的記号の＜事実にもとづく類似性＞と対置すると、類似性は「事実と似ているが同じものではない」ものを含意しているのに対し、隣接性は「事実と自然な連続性がある」ということになる。その意味で類像記号と指標記号（そして象徴記号）を隔てるのは直接的な引用か否かである。

「象徴記号的」引用（symbol）

引用するテキストが引用されるテキストによって規定される関係、つまりT1とT2という関係項であるとき、記号としての引用の反復価値は、象徴記号的なものとなる。これは二つのシステム間で慣習的に＜割り当てられた隣接性＞の間ディスクールの関係であって、二つの間には存在論的な関係も、アナロジー的な関係もない。そのため、引用されたテキストには言表行為を伴わない。こうした象徴記号的引用の例として論理学や数学における定理や、文法の例文などが挙げられる。

そもそも記号論的にいえば、映像はアナロジー的な関係を示すことから、厳密な意味で象徴記号的引用をそこに見出すことは難しいかもしれないが、水俣病に関する映像が、慣用的で教科書的な意味で引用されることは、ニュースやドキュメンタリーなどさまざまな番組でなされているのは確かである。たとえば『水俣の17年』から引用されたチッソ水俣工場の排水の様子を映すカットが第8シーケンスで映し出される（図12左）。チッソ水俣工場からの排水の様子は、二つの場所が繰り返し映像に捉えられているが、それが映し出す排水の意味は異なる。一方は患者発生以前からメチル水銀を含む排水を流し続けていた百間の排水口であり、もう一方は水俣病患者が発生し、排水が原因と見られた頃にサイクレーターを通さずにメチル水銀を含んだ排水を流し、患者を拡大させ

図 13 同一映像 t を引用する意味



た八幡の排水口である。ここで映し出されているのは八幡の排水の様子であり、『不信の連鎖』ではまさに患者を拡大させた原因としてその映像を引用している。一方、2008年から放送しているNHKの歴史教材番組の「見える歴史」の一場面にもこの映像は登場する（図12右）。ここでは戦後の焼け野原から20年余りで高度成長を遂げた日本の姿を映した後、この映像を見せて主人公に「汚い水」と語らせ、工業廃水を映しだしたものとして引用されている。そこでは「水俣病患者の拡大の原因となった八幡の排水口」という文脈は捨象され、「公害」の象徴として映し出されるのみである。このような元の映像の文脈を離れ、「公害」や「水俣病患者」として引用された映像は、象徴記号的なものといえる。

ここで引用における象徴記号と指標記号の違いについて整理しておこう。先述の通り象徴記号は指標記号同様引用の直接性を持つものであり、この点が類像記号と異なる点である。一方で存在論的關係を残す指標記号に対し、象徴記号は存在論的關係がないのが特徴である。そのため同じものを引用しても対象の個別性、特殊性、テキスト上の文脈、あるいは引用元の作者性を保持しているものは指標記号的価値が強いものとなるのに対し、普遍性、偏在性、テキスト上の文脈、あるいは引用元の作者性からの離脱の度合いが高いものが象徴記号的価値が高いものとなる。その意味で、図12の二つの映像ではより抽象度の高い映像として示されている「見える歴史」における引用の方が、象徴記号的価値の高いものとして引用されているとわかる。

同一映像の引用の意味

このように象徴記号的引用を捉えた場合、指標記号が象徴記号的要素を含む以上、指標記号と象徴記号がともに、引用元のテキストT1と同一の映像tを使用した形の引用であると仮定するなら、引用された映像tには、T1で映し出された何らかの「対象」があるということになる。その意味でT1における映像tは何らかの「対象」を映した「記号・表意体」ということになる。そしてコンパニオンも指摘する通り、引用とは著者によるテキストの「読み」である以上、A1の作成したT1におけるtを、A2がT2において引用することにより、A2がT1におけるtをどのように解釈・解釈したのかがわかる（図13・解釈項1）。

このように考えると、「引用の引用」の意味もわかる。作者A3がA2の作成したT2のtを引用

するという事は、意図はどうか結果的に「解釈項1」を新たな「記号・表意体」として「対象」である「tに収められた何か」を解説・解釈したことになるのである（解釈項2）。

このとき、解釈者であるA3は、解釈項1であるT2を表意体・記号としてみて解釈しており、必ずしも元の表意体T1を見ているとは限らず、表意体であるT1が対象をどのようなものとして解釈しているのかを、知ることなく引用することも可能である。たとえば『不信の連鎖』で引用した図11のカットは、『水俣の17年』を見ればたとえ『奇病のかげに』を見ていなくとも引用可能である。実際『奇病のかげに』の同じ映像を引用しながら、三つのドキュメンタリーでは引用の意味が変化している。

まず『奇病のかげに』では理髪店を切り盛りしていた夫の看病にくる妻の様子が描かれ、ナレーションで次のように語られる。「理髪店を経営していたヤマダさんは、毎晩のように夜釣りに出かけました。釣りがこの人にとって唯一の趣味でした。その結果が3年間の寝たまの生活です。時々発作的に襲ってくる痙攣。奥さんは体のきかなくなった御主人のため、たった一人の子供も親戚に預け、付きっきりで看病しています。店も人手に渡ってしまいました」。『奇病のかげに』では「ヤマダ」夫妻に起こった悲劇として、生計も家族の暮らしも失う原因となっている「夫の痙攣の様子」を描いている。

これに対し、『水俣の17年』ではまず不知火海に浮かぶ夫婦船での漁の様子を映しつつ、「夫が櫓を漕ぎ、妻が網を手繰る夫婦船。天草諸島に囲まれた静かな不知火の海はかつて平和で豊かな漁を漁民たちに約束していた」と語った上で、「メチル水銀は、人間の中樞神経を冒す。そして体全体の自由を奪い、次第に脳細胞を破壊して、ついには死に至り、あるいは廃人となる。認定患者数181人、うち52人が死亡した」と語り、図11のカットのあとに『奇病のかげに』の「夫の痙攣の様子」のカットを映している。『水俣の17年』では夫婦船で不知火海がそれまで約束していた豊かな暮らしを描きつつ、「夫の痙攣の様子」はメチル水銀中毒による「症例」として象徴記号化されている。

そして『不信の連鎖』では『水俣の17年』の図11のカットから「夫の痙攣の様子」のカットまでを引用しつつ、「水俣病の発生が最初に報告されたのは昭和31年でした。地元の医師が疑いを持ちます。同じような症状の患者が次々と発見され、熊本大学に研究班が設けられ、原因究明が始まります」というナレーションが加えられる。ここでは患者の個別性が完全に失われ、「夫の痙攣の様子」のカットは「水俣」の記憶を表象する象徴的記号として抽象度の高い映像と化する。

このように「引用の引用（そのまた引用）」とは、表意体・記号を変えながら対象について解釈し続ける営為であり、引用が繰り返されるなかで対象をめぐる、最初の表意体の示した解釈は捨象され、引用の象徴記号的価値はしばしば高まっていくのである。

象徴的次元の引用と指標的次元の引用

コンパニオンが指摘するようにパースは類像・指標・象徴の三類型を<根底 *ground*>に従って分類しており、類像、指標、象徴の順に、認知プロセスが複雑になる。この認知プロセスの複雑化

図14 ふるえながらマッチをする川上敏行の義母タマノ



NHK (2004)『不信の連鎖』より

という意味での深さ、階層性について、指標を基底として、類像、象徴へと積み重なるピラミッドに書き換えて提示したのがD. ブーニューである (Bougnoux 2002=2010)。西兼志の解説に従うならブーニューが示した記号のピラミッドでは、「指標は、象徴や類像に対して、論理的・時間的な先行・優位性を持っており、そこから象徴へ向かって上昇する矢印は、個体発生的、系統発生的発達を表すものである。逆に象徴から指標への下降は、「退行」を表す」(西 2007 : 177)。ちなみに西は象徴から指標への下降について、「精神分析的「退行」よりもむしろ、存在論分析的「頹落」というべき」(西 2007 : 179)としている。

こうしたコンパニオンやブーニュー、あるいは西の議論を敷衍するならば、引用元の意味との直接性を持つ指標的次元への引用は「退行的」であるといえるだろう。確かに『奇病のかげに』を起源とする図11の「コップを持つ手」の映像は、「水俣病患者の身体表象」として普遍的価値を持つ象徴的次元の引用となっている。しかし一方で「水俣病患者の身体表象」として象徴的次元の引用となることは、既に多くの指摘のある通り、水俣病の病像の個別性を奪い、水俣病の多様性を不可視化することとなる。それに加え、病者の個別性をも奪い、「船場岩蔵」という固有名を持つ生について語る可能性を奪うことにもなる。

ただし引用における記号とその反復価値は二つのシステム間の関係として現れるものであり、「引用の引用」である映像がただちに象徴的記号となるわけではない。たとえば図14の川上敏行の義母である村野 (川上) タマノが震える手でマッチをすり、煙草を吸うカットは、熊本大学医学部の撮影によるものだが、図11の船場岩蔵がコップを持つ手同様、『奇病のかげに』をはじめ多くのニュースやドキュメンタリー番組で引用され、しばしば象徴記号的価値によって引用される。ここでの引用も象徴記号的価値は保持されているが、その一方で川上が、義母タマノのけいれんする姿がテレビにたびたび映されたことを苦しそうに語り、「やっぱ自分の母親やったけど、殺してやろうとまで思いましたがな」とまで語らせるような家族関係の継続の困難が示されたとき、この映像の指標記号的価値は強いものとして浮上するのである。

5. 引用の価値の浮上のために

ここでは『不信の連鎖』を事例として、そのシーケンス構成と引用の割合を分析し、頻繁に用いられた引用がどのような価値を持つのか、試論的な考察を行った。先述の通り「水俣」に関するドキュメンタリーを制作するには、今後ますますかつての映像の引用に頼ることになるだろう。こうした引用はしばしば何らかの映像の「引用の引用」であり、引用の引用は、それが重ねられれば重ねられるほど象徴記号的価値を強くし、広く伝えられる一方で、かつてそこにあった個性が失われていく。こうした引用に指標記号的個性を持たせるには、個性の保持された、より多くの映像が引用されるだけでなく、それを解釈する解釈項としての視聴者が引用された映像の連なり、連鎖を検証可能とすることが求められるのではないだろうか。指標記号的価値だけでなく、そもそも「これは引用である」と認識することにより浮上する、引用の記号的価値を浮上させるために、アーカイブの利用は不可欠なのである。

【引用文献】

- Bougnoux, D. (2002) *Introduction aux sciences de la communication, nouvelle édition*, La Découverte. (= 2010, 水島久光監訳, 西兼志訳『コミュニケーション学講義—メディアロジーから情報社会へ』書籍工房早山)
- Compagnon, A. (1979) *La seconde main ou le travail de la citation*, Seuil. (=2010, 今井勉訳『第二の手, または引用の作業』水声社)
- Derrida, J. et Stiegler, B. (1996) *Échographies de la télévision*, Galilée-INA. (=2005, 原宏之訳『テレビのエコグラフィ—デリダ〈哲学〉を語る』NTT出版)
- 後藤孝典 (1995) 『ドキュメント「水俣病事件」 沈黙と爆発』集英社。
- 原田正純 (1972) 『水俣病』岩波書店。
- 原田正純 (1989) 『水俣が映す世界』日本評論社。
- 原田正純 (1995) 『この道は』熊本日日新聞社。
- 石牟礼道子 (1969=2004) 『苦海浄土』講談社文庫。
- Ketelaar, E. (2004) Time Future Contained in Time Past: Archival Science in 21st Century, 『アーカイブズ学研究』No. 1. (=2006, 児玉優子訳「未来の時は過去の時のなかに——21世紀のアーカイブズ学」, 記録管理学会, 日本アーカイブズ学会共編『入門・アーカイブズの世界——記憶と記録を未来に——』日外アソシエーツ)
- 小林直毅 (2007) 「テレビドキュメンタリーと『水俣の経験』, 小林直毅編著『「水俣」の言説と表象』藤原書店。
- 水島久光 (2007) 「記録と記憶——“ヒロシマ”を巡る諸問題」, 日本記号学会編『テレビジョン解体』慶應義塾大学出版会。
- 西兼志(2007)「ヒロシマ——ネオTV時代のドキュメンタリー」, 日本記号学会編『テレビジョン解体』慶應義塾大学出版会。
- 桜井均 (2001) 『テレビの自画像』筑摩書房。
- 桜井均 (2010) 「いのちの値段 三池 水俣——ある放送人の証言」, 佐藤忠男編著『日本のドキュメンタリー 4 産業・科学編』岩波書店。
- 塩田武史 (2008) 『僕が写した愛しい水俣』岩波書店。
- Stiegler, B. (2004) *Philosopher par accident: Entretiens avec Élie During*, Galilée. (=2009, 浅井幸夫訳『偶有からの哲学——記憶と技術と意識の話』新評論)

付記

本稿は、NHKアーカイブス・トライアル研究の第1期(2010年3~8月)として採択された「テレビ番組アーカイブによるメディア環境における『水俣』の記録と記憶にかんする研究」, および第2期(2010年9月~2011年8月)として採択された「テレビ番組アーカイブによる『水俣』のアクチュアリティと歴史性にかんする研究」の成果の一部である。約1年半の間, この研究をサポートして下さったNHKアー

カイブスのスタッフのみなさんには、心からの謝意を表したい。

この研究は、NHKアーカイブスが所蔵している番組や素材を、同施設内に設置された専用ブースで閲覧するという方法で進められた。番組などの閲覧は可能であるが、媒体の貸し出し、施設外への帯出はもとより、ダビングも認められていない。そのため、例えば、撮影された人物や場所、出来事や状況などを当事者や関係者に確認し、公共的記録としてのテレビ映像の可能性を明らかにし、アーカイブの公共性の向上に資することを目指す研究にとっては重大な制約が課せられた。また、本稿を一読すれば分かるように、トライアル研究の成果といいながら、その論文としての取りまとめ方、公表の仕方にも大きな制約が生じている。放送番組の学術利用を謳いながら開始されたトライアル研究にして、こうした致命的な問題点を抱えていることを、今日のわが国のテレビ／アーカイブ研究が直面する状況としてとくに強調して記しておきたい。

本稿で引用したすべてのNHKの番組映像は、NHKアーカイブスが所蔵するものではなく、放送された番組を何らかのかたちで収録したものからキャプチャーし、引用している。また、熊本放送の番組映像は、研究、教育を目的とする利用のために、同社から媒体に収めて提供されたものから引用している。公共的記録としてのテレビ番組の利用にかんする熊本放送の高い見識を、ここでとくに明記し、確認しておきたい。

引用した番組のテキスト、および図像等は、著作権法第32条に定められた「報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲で行われる」引用に該当するものと判断し、著作権者の許諾は、これをとくに必要ないものと判断した。

(小林直毅)